

Title	ジュゼッペ・ マッツイーニの政治思想 : gli scrittori temperatiとの對比を中心として
Sub Title	On the political thought of Giuseppe Mazzini
Author	本郷, 廣太郎(Hongo, Hirotarō)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009 - 1957
Jtitle	史学 Vol.29, No.4 (1957. 3) ,p.78(442)- 101(465)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570300-0078">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570300-0078</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ジュゼッペ・マッツイーニの政治思想

—gli scrittori temperati との對比を中心として—

本郷 廣太郎

### 序論

グイード・デ・ルッジエーロの指摘する如く、リソルジメントは「ヨーロッパ諸國の文化的・政治的諸制度の中にある最も活力に満ちた要素を急速に吸収することに依つて、イタリアを他のヨーロッパ諸國の水準に引き上げんとする努力を表わす」<sup>(1)</sup>ものであり、政治的自由の實現、及び統一的國民國家の建設と言う二種の課題を擔うものであつた。當時「イタリア問題」解決の企圖を意識的、或いは無意識的に規定した立場としては、私は大體分立主義 (Particolarismo) 連合主義 (Federalismo) 皮エモンテ主義 (Piemontismo) 及び統一主義 (Unitarismo) の四つのそれを擧げることが出来ると思う。言うまでもなく、分立主義とは、一八一五年以來の現實を正當なものとして認め、各領邦に於ける絶對主義的政治體制、及びオーストリアの支配を肯定するものであつた。従つて、かゝる立場のものは問題の解決を寧ろ欲せず、イタリア改造の企圖には反對するものである。連合主義とはヴィンチェンツォ・ジョベルティ (Vincenzo

(Gioberti)等に依つて提唱せられたものであり、立憲化せられたイタリア各邦の連合に依つて統一を成就し、その宗主としてローマ教皇を戴かんとするものである。ピエモンテ主義とも名附けらるべき立場に在るものは、チェーザレ・バルボ (Cesare Balbo) マッシモ・ダゼリオ (Massimo D'Azeglio) 等である。彼等は、統一に關する最終的な計畫は持たなかつたが、ピエモンテの立憲化とそのロンバルディア併合に依つて、オーストリアの勢力を排除し、イタリアに獨立をもたらすことを希望する。最後に統一主義であるが、これはジュゼッペ・マッツィーニ (Giuseppe Mazzini)、ジュゼッペ・ガリバルディ (G. Garibaldi) 等に依つて提唱せられ、各邦既存の君主政治及びオーストリア支配を排除し、政治的・道徳的に覺醒せる民衆を基礎に統一共和國家を建設せんとするものであつた。

分立主義は論外として、連合主義及びピエモンテ主義の立場にあるものは通常「溫和派」(gli scrittori temperati) と呼稱せられ「イタリア問題」解決の政策論については相互に甚だしい隔絶性を示しつつも猶お、秘密結社乃至政黨に對する嫌惡、その貴族的感覺よりする民衆蔑視、人民主權の排撃と立憲政治の提唱、教皇、カルロ・アルベルト乃至は各邦君主に對する期待と信賴等、略々同一の保守的見解を有している。彼等は、言わば、革命的な立場に自己を置く代りに保守的な立場を取つた黨派であつた。<sup>(3)</sup>これに對し、統一主義を提唱したジュゼッペ・マッツィーニは、君主政治並びに特權階級の存在を否定し、全イタリア民衆の自發的・直接的參加に依る統一共和國家の成立を期待した。「高度に構成せられた民主的國家、外交的紛糾なく、民衆の利益のみを顧慮して設定せられた領域を支配する國家」の實現を<sup>(4)</sup>目指して、彼は鞏固なる組織、綱領を有する秘密結社「青年イタリア黨」(Giovine Italia)を設立したのである。彼の政治的<sup>(5)</sup>信念は、如何なる疑いも許さぬ信仰の要項であり、悪しき政治は即ち悪しき徳と見做された。<sup>(6)</sup>かくてその政治的實踐

は失敗の連続であり、彼を目して新イタリアの建設者となすことは不可能である。然し乍ら、その言わば道徳的熱情を以て、リソルジメントに寄與すること多大であつたと言えよう。イタリアに於ける國民主義運動は彼に依つて初めてその倫理的基礎を與えられ、また使命感を獲得し得たのである。然らば、かゝる役割を果したマッツィーニの思想は、如何なる内容を持つものであつたか。本稿に於いて私は、先ず彼の思想的根底——言わば指導理念——を明らかにし、次いで、極めて數多くの政治的論說に於いて多彩的・多像的に展開せられているその政治思想の中に一個の統一性を見出し、前記溫和派の見解を比較参照しつゝその全貌を描こうと期した次第である。

註

- (1) Guido De Ruggiero, *The History of European Liberalism* (Oxford, 1927), p. 299. 以下参照の場合は G. D. Ruggiero, *European Liberalism* とす。
- (2) 一八四四年、フランチェスコ・プレダリー (Francesco Predari) は「イタリア名詩選」(*L'Antologia Italiana*) 誌を創刊し、ジョヘルティ、バルボ、ダゼリオ等もこれに参加寄稿したが、これは言わば溫和派の中心據點をなすものであつた。
- (3) G. D. Ruggiero, *European Liberalism*, p. 307.
- (4) Bolton King, *A History of Italian Unity* (London, 1899), I, p. 128. 以下参照の場合は B. King, *Italian Unity* とす。
- (5) Giovine Italia は一八三一年、マルセイユに於いて結成せられた。マッツィーニは、その綱領第一項に於いて次のように語つてゐる。「青年イタリア黨は、進歩と義務との法則を信ずるイタリア人の同胞團である。彼等は、イタリアが國民たるべき使命を有することを確信する——そうしてイタリアが自力を以てそれを創造し得ることを。——過去に於けるその失敗は、彼等が劣弱であつたためではなく、革命的要素の指導を誤つたためであることを——力の祕訣は永續的・統一的な努力に存する。彼等は統一的な共同團體 (*associazione*) を組織して、イタリアを自由平等なる人間に依る唯一にして獨立せる自主的國民として再興する偉大な計畫に、思想と行動とを捧げる。」*Scritti Editi E Inediti Di Giuseppe Mazzini*. Edizione Diretta Dall' Autore. (以

下参照の場合は、單に Scritti 以下) I, Istruzione Generale Per Gli Affratellati nella Giovine Italia, p. 107.

その組織は大體次の如きものである。(1) 會合 (Congrega)。 (2) 地方支部。 (3) 組織指導者 (Ordinatori)。 (4) 布教者 (Propagatori)。 (5) 普通會員 (Semplici Affratellati)。 コングレガは中央指導部であり、殆ど常に國外にあつた。またセンプリーチ・アンフラテルラーティは、コングレガ發行の機關誌「青年イタリア」(La Giovine Italia) を購入し、短劍、銃、及び五十個の薬包を携帯すべきものとされた。 G. F. H. Berkeley, Italy In The Making, 1815 to 1846 (Cambridge, 1932), pp. 16~17. 以下参照の場合は G. F. H. Berkeley, Italy In The Making 以下。

(9) B. King, Italian Unity, p. 131.

先ず考慮さるべきことは、マッツィーニの抱懐せる思想が單なる政治思想ではなく、極めて獨特なる宗教觀及び歴史哲學的構想を、その根底として有していた、と言う事實であろう。従つて、その革命指導もまた當然かゝる根據から行われたものであり、現實に對する一種の「使徒的」<sup>(1)</sup>行動を要求するものであつた。

マッツィーニは、その著「人間の諸義務について」(Dei Doveri dell' Uomo) に於いて、「天上と地上とを分離して汝等に語る者に對して、汝等は、天と地とは一體であり、恰も道路とその目的地の如きものなることを語れ。地上は土塊なりと言うな。地上は神のものであり、神は我等がそれに依つて彼に登り行くために地上を創造した。地上は贖罪と誘惑との旅ではなく、改善の目的のために我等の働く場所であり、より高き存在へ進まんため、我等の發達する場所である。」<sup>(2)</sup>「地上生活は天上のそのの序曲であり、それに達する道でなければならぬ。」<sup>(3)</sup>と言つてゐる。彼にとつて、

人間の使命及び義務は、地上に於ける神の意志の實現であつた。然らばそれは如何にして達成せらるべきものか。彼は言う。「神は汝等に生命を與えた。それ故に神は汝等に法律 (Legge) を與えた。故に神は人類の唯一の立法者であり、その法律は唯一の法律である」<sup>(4)</sup>と。かゝる言説から明らかにせられることは、人間は「神の法律」(La Legge di Dio) を發見し、それを規準として自己に課せられたる使命を完遂せねばならぬ、と言う見解である。而してこの「神の法律」は、「人類の一般的同意」と「個人の良心」と言う二つの手段を通して發見せらるべきものであつた。マッツィーニは、「神は汝等の同胞の同意と、汝等自身の良心とを與えて、汝等が神にまで高く飛ぶ兩翼とした。兩者ともに神聖である。神は兩者に依つて語つている」<sup>(5)</sup>。「汝等の良心の聲が人類共同のそれに適應するたびごとに、汝等は眞理を確認し神の法律の一行を確認するのである」<sup>(6)</sup>と説いているのである。

「神の法律の一行」と言う言葉は、人類は必ずしも「神の法律のすべて」を認識し得るものではない、との見解を物語つており、こゝにマッツィーニの抱懷せる歴史哲學的構想が觀取される。即ち、神は各時代にそれぞれ固有なる「神の法律」を與え、人類はこれを發見し、適用し、且つ實踐し來つたのである。而してこの「法律」は各種の宗教に依つて確認せられ、唱導せられているが故に、「各時代はすべて宗教に依つて極印を押され、規定されている」<sup>(7)</sup>ものであつた。彼は言う。「各時代は、少くとも部分的に、新しい公式の用語を掲げ、あらゆる知力に對して新目標を指示している。また宗教はそれぞれ、人間生活に新しい世界生活の一滴を注ぐのである」<sup>(8)</sup>と。故に、マッツィーニは、歴史に超越せる絶對的な宗教を認めることなく、宗教を時代的制約の下にあるものと考へたのである。「神の法律の一行」を確認した宗教は、それを地上に實現せんと努め、實現の曉にはその役割を終えて退場する。而してこゝに形成せられた現實

は、次の發展を期待して新たな「神の法律」を求め、新たな宗教を創造しようとする。即ち、「宗教の變貌は決してあり得ず、その創立時代の原理に含まれた生命力を消耗し盡すや、宗教は幾箇かの獲得された眞理の内に、その原理を残して死滅する。」

以上の如きマッツィーニの歴史哲學的見解は、フランス革命に關する極めて特異なる考察を呈示するものである。周知の如く、革命は自由、平等、博愛の三原則を主張しているが、彼はこれ等の原則を革命の直接的所産とは考えていない。その著「一七八九年のフランス革命に關する考察」(Sulla Rivoluzione Francese Del 1789. Pensieri. 1871.)に表明されている見解に依れば、人間に於ける「自由」の原則はギリシア・ローマ時代に異教が提供したものであつた。然し乍ら當時の事情は「自由」を特定の一階級にのみ限定し、奴隸を考慮に入れていない。斯てこの不備を補うためキリスト教が登場し、異教が着手した「自由」を完成するため、「平等」及び「博愛」なる二個の原則を呈示したのであつた。従つて自由、平等、博愛の三原則はキリスト教に依つて確認せられ、唱導せられた「神の法律」であり、これが現實の中に完成せられたものがフランス革命である。マッツィーニは、フランス革命を目して新時代の序曲と做す當時の政治的趨勢に反對し、「革命はキリスト教の教訓の結果」、即ちキリスト教に依つて指導せられ、刻印せられた一時代の完結點と見做したのである。かゝる見解は、左記の著名なる宣言の中にも充分觀取されるであらう。「フランス革命は將來の計畫としてではなく、たゞ過去の決算として考えらるべきであり、新時代の主導者としてではなく、たゞ滅び去つた時代の最後の公式として考えらるべきである。」

マッツィーニは言う。「そうして私は信ずる。若し私が正しいならば、キリスト教の時代は終つたのであり、フラン

スの主導的使命は完成されたのである<sup>(12)</sup>と。するとこゝに當然問題となるべきは、將來は如何なる時代が來り、また人類は如何なる原則——神の法律——に従つて行動すべきか、と云うことであらう。一時代を支配・刻印したキリスト教がその役割を終えて退場した以上、當然、新たな「神の法律」を主張しつゝ人類を指導すべき新宗教が登場しなければならぬ。マツツィーニは明らかに自己を目してこの新宗教の創始者と見做し、その全集第五卷の「自傳的覺え書」(Note autobiografiche) に於いて、左記の如き回想をしている。「私が促進しようとし、而してまた青年ヨーロッパの芽生えであつた教派は、『唯一の神。唯一の主人、即ち神の法律。法律の唯一の解釋者、即ち人類』と云う第一條の觀點からして、形式的・直接的・最終的な啓示についての教義を斥け、人類の集團的生活を通して表明される神意に依る計畫の、漸進的・繼續的・無際限的な啓示を、代りに提出したのであつた。」<sup>(13)</sup>即ちマツツィーニは、キリスト教を「形式的・直接的・最終的な啓示についての教義」(dottrina di Rivelazione esterna, immediata, finale) を説くものとして排斥し、人類の繼續的進歩・發展を説く自己の教え (la lenta, continua, indefnita rivelazione) を提出したのであつた。

異教が自由を提供し、キリスト教が平等と博愛とを呈示したのに對し、この新宗教は「共同團體」(associazione) を説く。地上に於ける神の意志の實現を成就するため、人類は「共同團體」を結成し、同胞として協力せねばならぬ。來るべき時代に於ける「神の法律」は「共同團體」であつた。かゝる主張は「汝等の各自が、その孤立的な力を以てしては、道德改善のために、人類の進歩のために、何をなすことが出來ようか。將來の信仰の言葉は共同團體である。即ち共同の目的による同胞的協力である」<sup>(14)</sup>との言葉に要約されていると言ひ得るであらう。



以上の論證に依り、マッツィーニの抱懐せる歴史哲學的構想は略々明らかになされたと思う。而して次に問題として提起せらるべきは、彼が屢々使用する人類 (umana) なる概念は如何なる内容を有し、またそれと各國國民との關係はどのようなものであつたか、と云ふことであらう。

マッツィーニは、人間がその使命實現のため「共同團體」を通じて他と協力すべきことを説いているが、その場合、個々人と全人類との直接的な結合は、これを不可能として斥けているのである。「人類は餘りにも廣い」<sup>(15)</sup>ものであつた。それ故に、人類と個人とを仲介・結合すべきものとして「國民」(nazione)を考へ、人類は各國國民に依つて形成せらるべきものと規定したのである。人類は神の指導に依つてその使命を實現すべく編成せられた大軍隊であり、各國國民はそれぞれの特殊任務を擔う支部隊であつた。而してまたその特殊任務がそれぞれの國民性 (nazionalità) の本質を形造つている――。

以上の如き解釋を裏附ける言説は、その著書の中に屢々見受けられる所であり、例えば、「眞の主義に従つて祖國のために働きつゝ、汝等は人類のために働くのである」<sup>(16)</sup>。「人類は、強い鋭い敵に對して、未知の世界を征服するため働く大軍隊である。民衆はその軍隊の種々なる部隊であり、師團である。各自はそれぞれ配置されたる地位を持ち、遂行すべき特別の任務を持つ」<sup>(17)</sup>。「各々の民衆は、人類の一般的使命遂行のために協力して行ふべき、一個の特別な使命を持つている。その使命は――その民族學的・領土的・歴史的條件に依つて決定されるが――國民性の本質をなしている。國民性は神聖である」<sup>(18)</sup>。「人類とは、即ち諸々の祖國の連合團體である。地上に於けるその傳導の使命を、平和と愛と言ふ手段に依つて遂行するための、諸國民の連合である」<sup>(19)</sup>等の事例を呈示することが出来る。

註

- (1) 「アッティニは、人々が使徒 (apostolo)——生ける眞實の斷片——になるように望んでゐた。」 Priscilla Robertson, *Revolutions of 1848. A Social History* (Princeton, 1952), p. 315. 以下参照の場合に P. Robertson, *Revolutions of 1848* に  
 ち。
- (2) Giuseppe Mazzini, *Dei Doveri dell'Uomo*, 1860. Translated By E. Noyes (*Everyman's Library*), p. 25. 以下参照の  
 場合は G. Mazzini, *Dei Doveri dell' Uomo* にち。猶お邦譯書としては、大類伸先生の「人間義務論」がある。
- (3) *Ibid.* p. 26.
- (4) *Ibid.* p. 32.
- (5) *Ibid.* p. 35.
- (6) *Ibid.* p. 40.
- (7) (8) Scritti, XVI, Sulla Rivoluzione Francese Del 1789. *Pensieri*, p. 69.
- (9) *Ibid.* p. 64.
- (10) *Ibid.* p. 62.
- (11) *Ibid.* p. 55.
- (12) *Ibid.* p. 63.
- (13) Scritti, V, Note autobiografiche, 1862, p. 38. 猶お原文は次の如きものである。La scuola ch' io cercava promuovere  
 e ch' era in germe nella Giovine Europa respingeva fin dalle prime linee; un solo Dio; un solo padrone, la  
 Legge di Dio; un solo interprete della Legge, l'Umanità, ogni dottrina di Rivellazione esterna, immediata, finale,  
 per sostituirla la lenta, continua, indefnita rivelazione del disegno Provvidenziale attraverso la Vita collettiva  
 dell' Umanità.
- (14) G. Mazzini, *Dei Doveri dell' Uomo*, p. 51.

- (15) Ibid. p. 51.  
 (16) Ibid. p. 55.  
 (17) Ibid. p. 55.  
 (18) Scritti, XII, Cenni Biografici E Storici. A Proemio Del Testò (A. Saffi), XXIII.  
 (19) Ibid. XV.

二

バークリーの説明する如く、ジュゼッペ・マッツィーニの着想は一種の宗教的綱領の如きものであり、また前述の歴史哲學的構想を持つものであつた。而して彼の現實政治に對する見解もかゝる根底から發したものである以上、理想主義的・幻想的色彩を強く帯びるものであつた<sup>(2)</sup>と云うことは當然である。然らば彼の政治思想は如何なる内容を有し、また更に、その革命指導はどのようにして遂行せられたのであろうか。

先ず、民衆に對する見解を取り上げてみよう。彼は「民衆」(popolo)と云う概念を「國民」(nazione)と云う概念と全く同意義に、或は全然區別することなく使用している。マチェラータ(一八一七年)、ナポリ(一八二〇年)、ピエモンテ(一八三一年)、チレント(一八二八年)、ボローニア、ロマーニア、モデナ<sup>(3)</sup>、パルマ(一八三一年)等のカルボネリア革命が結局失敗に終つたのは、民衆を考慮に入れなかつたためであり、<sup>(4)</sup>而してイタリアのみならず各國國民は、君主政治並びに貴族の特權階層を排除し、共和政體を樹立することに依つて、初めて眞實の意味に於ける國民たり得るものであつた。青年イタリア黨員に對して、彼は左記の如き訓命を與えている。「青年イタリアは共和主義者であり、

統一主義者である。それは共和主義者である——何となれば、理論上、國民はすべて神及び人類の法に依つて、自由、平等であり、同胞であると定められて居り、また共和的訓育は、その將來を保證する唯一のものであるからである。また主權は、最高の道德律の進歩的、永續的な唯一の代表者たる國民に本質的に存するからである。また特權が社會の上層を構成する場合、どこでも市民の公平は害われ、支離滅裂となり、國土の自由は脅かされるからである。<sup>(5)</sup>

以上の如き見解は、溫和派の保守的民衆觀に激しく對立するものである。ルッジエーロの指摘する如く、「溫和派の人々にとつて、人民主權及び自治の如き民主的思想より更に縁遠いものはなく、また支配及び被支配なる兩種の機能は、彼等にあつては明確に區別されていた」<sup>(6)</sup>のである。ジョベルティにとつて「民衆とは取るに足らぬものであり、如何なる政治形態にてあれ、これを容易に刻印し得るもの」<sup>(7)</sup>であつた。更にまたバルボは歴史家としての探究の結果、その著「イタリアの希望について」(Delle Speranze D'Italia)に左記の如き見解を發表している。「曾て、國家に於ける偉大なる變革は、これが多數者に委任された時は困難と危険とを招來したに過ぎぬ。故に、それは少數者の手に委ねることが必要であつた。近代に於ける立憲議會及び協議會の發明は、經驗に徴するならばこれは逆戻りを物語る」<sup>(8)</sup>。

以下すこしく溫和派の政治思想を觀察してみよう。彼等も亦それぞれの立場から、「イタリア問題」解決を企圖したのであるが、イタリアの民主主義的・共和主義的救済を指向したマツツィーニに對し極めて現實的、保守的な傾向を有していた。勿論溫和派と雖も、時代が立憲政治を要求していると言うことを、明確に認識してはいたのである。然し乍ら、彼等にとつて憲法は、君主に對する市民の權利を要求・保證するものではない。それは第一に、社會的發展と政治的安定を目的として、支配者と被支配者の間に締結された協約である。ジョベルティはこの點に關し、「支配者と民

衆の間には、協約が存在せねばならぬ。何となれば、不承々々の状態にある民衆を支配せんとする政府は、常に虚弱であらうから。この不幸なる条件下に支配するものは、自身が嫌悪の的であることを知悉している。而して恐怖と猜疑に動揺し、間諜や警察官、また各種の策謀に頼つて行く。軍隊のみを當てにし、また自己の恐るべき敵からのように、自身の下から身を守る。進歩は死んでしまふ」と述べている。而して第二には、イタリアの連邦主義的統一を平和裡に達成すべき手段と見做されている。即ち憲法は、君主に對しては分立主義的傾向を阻止し、民衆に對しては、その政治的抱負を法と秩序の中に實現すべきことを指令すると言ふ——言わば二重の役割を果すべきものであつたのである。<sup>(9)</sup>

然らば、その具體的内容は如何なるものであつたか。一例として、ジョベルティの構想を取り上げてみよう。彼の見解に依れば、支配者はその統治を行うに際して、民衆からの忠告を必要とし、かゝる機能を果すべきものとしては立法議會及び諮問議會の二種のものが考慮される。これ等の中、立法議會は主權の分割を意味するが故に、適切なものとは見做されぬ。かゝる觀點からしてジョベルティは諮問議會を推奨し、「諮問君主制」(monarchia consultiva)を以て、イタリア各邦が採用すべき理想的政體としたのである。諮問會議議員は「諮問官」(consulore)と呼稱せられ、君主に對しては單に諮問に應ずる義務を負うのみである。従つて、かゝる政體は、君主の絶對主義的權力を猶お依然として保證するものであつた。<sup>(11)</sup>

溫和派、殊にジョベルティの各邦君主に對する期待と信頼とは非常なものであり、それは彼の畢生の名著「イタリア人の道徳的並びに社會的卓越性について」(Del primato morale e civile degli Italiani)に於ける左記の言説からも充分觀取される。「至上權力は、他の比肩し得べからざる財寶である。イタリアの諸侯よ、貴下はこの偉大なる財

寶を所持し、而してまたイタリア救済に當つて全能であると言う、實に羨望すべき特權を帯びている。この世にも稀なる財寶に依つて役立つ方法を知り給え<sup>(12)</sup>。更にまたバルボの場合を考察すれば、彼は勿論國家の立憲的改革には同意したが、これを民衆の君主に對する壓力に依つて成就することには反對であつた。憲法の公布は、君主の自由意志と容認に基づいて行わねばならぬのであり、民衆はそれを受容し得るに至るよう、政治的に成熟せねばならぬのである<sup>(13)</sup>。

以上の如きジョベルティ等の政治思想は、一部支配階級の贊同を呼び、一八四七年四月、教皇ピオ (Pio) 九世は國家諮問會議 (Consulta di Stato) を設立している<sup>(14)</sup>。従つて、溫和派の政治論は極めて保守的色彩の強いものであつたとは言え、リソルジメント期の現實を正當に認識した上での構想であつたと言ひ得るのである。

然らば新生イタリアは如何なる國家形態を取るべきものか。ジョベルティ等連合主義の立場にあるものは、前述の意味に於いて立憲化せられた各邦の連合に依つて統一を成就し、その宗主としてローマ教皇を戴かんとする。何となれば、彼等にとつて、イタリア國民主義はカソリシズム及びローマ教皇廳に依つて初めてその内的・外的形態を整え得るものであつたからである。ジョベルティは次の如く主張している。「教皇はイタリア統一の眞實の原則である。この原則は我等に對し主權を振うものであり、また國民的なものでもある。それは具體的且つ活動的なものであり、抽象でも妄想でもなくして現實である。何となれば、教皇制は制度であり託宣であり、また生ける人間でもあるが故に。それは我等自身の家族——イタリア國民——の如く永久的であり、眞實の現世王國である。」<sup>(15)</sup>

かゝるジョベルティ等の連邦計畫に對し、「如何なる教皇と雖も、敢てオーストリアに於ける自己の信徒に對し、軍事的遠征を行うことは不可能である<sup>(16)</sup>」として、その極めて現實主義的立場から駁論を展開しているのはバルボ、グゼリ

オ等ピエモンテ主義者であつた。既述せる如く、彼等は極めて保守的色彩の強い立憲政治論を信奉するものであつたが、政治的自由よりも先ず第一に期待したものは、オーストリア勢力の排除に依るイタリアの解放であつた。現實主義者であつた彼等は、リソルジメント期に於いては何等統一への現實的可能性が存し得ざるが故に、統一については殆ど語ることなく、ピエモンテのロンバルディア・ヴェネト併合に依るイタリア諸邦の獨立を計畫した。北イタリアに於ける強力な王國の存在なくしては、全半島は常にオーストリアに對して無防備である。<sup>(17)</sup>ロンバルディア・ヴェネトを併合したピエモンテは、言わばドイツ連邦に於けるプロイセンの役割を演ずることとなり、かくすることに依つて爾餘のイタリア諸邦をオーストリアから解放・獨立せしめるであらう。

以上の如きピエモンテの擴大強化を實現せしむべき政策として、バルボは主として外交的政策を説く。即ちバルボの見解に依れば、ヨーロッパ諸國を誘つてトルコ帝國を破壊すれば、それはバルカン方面に於けるオーストリアの進出を可能にし、イタリア撤退に同意せしめることが出来るであらう<sup>(18)</sup>——と云うのである。これに對してダゼリオは、ピエモンテを立憲化し、自由主義者の協力を獲得することに依つて、北イタリアを解放せんとしたのである。この場合、ピエモンテ王カルロ・アルベルトをして立憲化に同意せしめること、並びに自由派をしてカルロ・アルベルトを信頼せしめることが必要である。ダゼリオは、その貴族身分を利用してカルロ・アルベルトに接近し、その説得に努力しつゝ、また一方自由派に對しては次の如く主張した。「たとえカルロ・アルベルトが反動的であり、信頼するに足らぬ者であるとしても、彼は『ロンバルディアの王冠』の故に、諸君を助けざるを得ぬであらう<sup>(19)</sup>。」「盜賊に正しからんことを求めても不可能である。然し、盜賊行爲そのものに依つての救助を求めらば、彼は諸君に手を差し出すであらう<sup>(20)</sup>。要

するにダゼリオの主張したものは、一種のコンヌービオ(結合)であつたのである。

ジョベルティ、バルボ、ダゼリオ等溫和派の妥協的・保守的な立憲政治論、政策論に對し、マッツイーニが強く反對したのは當然であろう。彼がその成立を期待した統一イタリア共和國は、民衆の力のみ依存して如何なる妥協にも肯せず、そして既存の政治權力を全面的に抹殺した上で、初めて建設せらるべきものであつた。マッツイーニは、君主の立憲的讓歩は民衆の革命的意欲を殺ぐ結果になると思考し、これを強く排撃するの舉に出たのである。従つて一八四七年に於けるピオ九世の改革に對しても全く好意を寄せることなく、「若し英雄的な、狂人じみたことを遂行することが出来るような瞬間があつたら、私は單に次のように言うことだけのために、バンディエラのように、數人の仲間とともに出掛けて行く。『我々は貴方の寛大さを輕蔑し、貴方を輕視する。故に、我々の生命を取れ!』」と叫び、また一八六一年、カヴール方式に依る統一國家が成立した時にさえ、「今日に於いてさえ、私は、イタリアの救済が君主制に依つて達成されるとは信じていない。少くとも私が意味し、そして數年前には我々皆が意味していたところの『イタリア』の救済は……」<sup>(21)</sup>と述べて、その主張を變えていないのである。

註

(1) G. F. H. Berkeley, *Italy In The Making*, p. 10.

(2) 「何か繪に書いたもののような獨りよがりと空想性があつた。とは言へ、それは高貴にして勇敢なる着想であつた。」B. King, *Italian Unity*, p. 127.

(3) *Giovine Italia* 成立以前、革命分子は主として Carboneria 黨に屬していた。彼等は明確な綱領、組織を持つものではなかつたが、憲法を要求し、古代ローマ復興の思想を抱いていた。一八二〇年以降は、イタリア諸邦に於ける「スペイン憲法」の實現を



目標としている。「スペイン憲法」とは、一八二〇年のスペイン革命の際、革命派によつて要求されたものであり、人民主権、三權分立、言論出版の自由、人身の保護、國民三級間接選舉による議會の立法權の確立——等を含むものであつた。カルボネリーアに  
ついで B. King, Italian Unity, pp. 13~40. を参照。

(4) Pietro Orsi, *L' Italia Moderna 1750~1913* (Milano, 1914), p. 110.

(5) Scritti, I, *Istruzione Generale Per Gli Affratellati Nella Giovine Italia*, p. 110. 以下参照の場合は Scritti I, *Istruzione Generale* 以下。

(6) G. D. Ruggiero, *European Liberalism*, p. 302.

(7) *Ibid.* p. 301.

(8) Cesare Balbo, *Delle Speranze D'Italia. Edizione Quinta Con Appendici Inediti* (Firenze, 1855), pp. 90~129.

(9) G. F. H. Berkeley, *Italy In The Making*, p. 165.

(10) G. D. Ruggiero, *European Liberalism*, p. 303.

(11) G. F. H. Berkeley, *Italy In The Making*, pp. 166~167.

(12) Vincenzo Gioberti, *Del primato morale e civile degli Italiani*, p. 146. 以下参照の場合は V. Gioberti, *Del primato* 以下。

(13) G. F. H. Berkeley, *Italy In The Making*, p. 190.

(14) 教皇ピオ九世は、後にマッツイーニ等急進共和主義者の建設したローマ共和國(一八四九年二月—七月)には反對の意向を示したが、ジョヘルティ、バルボ、ダゼリオ等の著書に親しむ保守的自由主義者であつた。*Consulta di Stato* については、彼はこれを諮問機關と見做したのであるが、民衆はこれに憲法草案起草の權利があるものと信じた。ピオ九世の改革が何等の效をも生むことなく挫折したのは、*Consulta di Stato* についての兩者の誤解が重要な一因をなしている。P. Robertson, *Revolutions of 1848*, p. 327.

(15) V. Gioberti, *Del primato*, p. 83.

- (91) G. F. H. Berkeley, *Italy In The Making*, p. 187.
- (17) *Ibid.* p. 188.
- (31) C. Balbo, *Delle Speranze*. pp. 90~129.
- (9) (20) P. Robertson, *Revolutions of 1848*, p. 320.
- (12) *Ibid.* p. 326.
- (22) Scritti, I, *Note Preliminari Agli Scritti Politici*, p. 51.

三

既述せる如く、青年イタリアの使命は、イタリアの民衆をして人類のため果さるべき使命を自覺せしめ、それを遂行すべき體制を整えしめんとするものであつたが、マッツィーニの政治的目標は、單にイタリアのみに限定されるものではなかつた。彼は青年ドイツ、青年スイス、青年ポーランド等を結成し、それぞれの地域に於ける民衆の教育と、反対派的存在の破壊を企圖したのである。一八三四年八月一五日、スイスに於いて、マッツィーニを中心とする青年イタリアの代表者七人、青年ドイツの代表者五人、青年ポーランドの代表者五人が友愛盟約を作成し、「青年ヨーロッパ黨」(Giovine Europa)を組織したのであるが、この組織は「全人類の自由、平等、友愛の未來を信じ、その思想と行動をこの未來實現のために捧げること」を念願とする人々の集まり」であり、所謂全ヨーロッパ的規模に於けるアソチアツイオーネであつた。

マッツィーニの予想した時代は、ヨーロッパの新しい體制、即ち國內組織に於いては各々自由であるが、國際生活に

於いては次第に全部が一つに纏まつて行く民主的・共和的諸國民の同盟を招來する筈であつた。<sup>(1)</sup>かゝる意圖は、勿論現實の革命指導にも強く反映している。一八四九年二月に成立を見た「ローマ共和國」に参加した折、マッツィーニはローマ議會の委任に依り、フランス國民議會の山獄派に對し、左記の如き宣言を發している。「……地上のためには、天上にたつた一つの太陽がある。全人類のためには、唯一の目的、唯一の法律、唯一の信仰——共同團體と信歩——がある。諸君等の如く、我々は全世界のために戦う。民衆は兄弟であり、そして何事が起ろうとも兄弟であり續けるである。……帝國の時代（ナポレオン時代）に、我々は肩を並べて戦つた。再び我々は肩を並べて戦おう。人々が心の中に最も親しいものとして抱いているもの、即ち神、祖國、自由、共和國、民衆神聖同盟などのために。」<sup>(2)</sup>

これに對し溫和派は、敢て如何なる綱領も組織も所有しようとはせず、「若しイタリアが改善されるべきものであるならば、黨派は形成さるべきではない」<sup>(3)</sup>との標語を採用している。彼等がかゝる態度決定を行つた所以は、黨派の形成は各邦君主の猜疑心を刺激し、改造の試みへの積極的參加を躊躇させる——と考へたからである。即ち溫和派の目途するイタリア改造は、既存の社會機構及び政治權力を破壊することなく、これを利用して、或は又これと妥協して達成せらるべきものであつた。その上、溫和派自身もまた黨派を嫌惡しているのである。即ち彼等は、黨派組織の中にはイタリアにとつて固有なる宗教的精神は見出されず、またその中には「暴力及び革命への危険な誘い」<sup>(4)</sup>が存する、とした。アントニオ・ロスマーニ (Antonio Rosmini) は「黨派は、社會機構を滅ぼす寄生虫である。何となれば、それは道徳的に正しく且つ高潔なことを實行する決心が出來ぬ人々に依つて形成せられているが故に。正義と道徳は、黨派をなす人々の心には這入つて行かぬ。絶え間ない黨争が存する社會は、その内部に於いて和解し難い戦いが行われている社會

である」<sup>(5)</sup>と述べ、またダゼリオは「近代に於けるイタリアの歴史は、二つの時代に區分せられる。一つは一七八三年から一八一五年に至るものであり、他は一八一五年から現在に至るものである。最初の時代には、力に依つて保持される権利思想が支配的であつた。次は、権利の擁護を理性に委ねる時代である。一八二〇年及び一八三〇年の革命は、第一の時代の精神に屬する秘密結社に依つて行われた。今日、我等の新たな道徳的信念は、あらゆる秘密にして暴力的な方法を拒絶する」<sup>(6)</sup>と説いているのである。かゝる見解は、當然、マッツィーニ等の運動を否認する。何となれば、「青年イタリアが目的達成に値すると考える手段は、教育 (educazione) と動亂 (insurrezione) であり」<sup>(7)</sup> (黨綱領第四項)、またプリシラ・ロバートソンの評する如く、「不正が、ヨーロッパの公法の基礎である限り、マッツィーニは恐らく公敵第一人者としての自己の名聲を誇つたであらう」<sup>(8)</sup>からである。

マッツィーニの政治思想の検討に當り、最後に問題になるのは「イタリア國民の役割」についての見解である。彼はイタリア國民の優越性を主張し、都市ローマの存在を重視した。即ち彼にとつて、ローマは單なる一都市ではなく、人類の歴史的發展を指向すべき永遠の道標であり、また指導理念たる「神の法律」の具體化でもあつた。

マッツィーニは、人類の發展を、左記の三段階に分つて考察する。

第一段階は、異教に依つて刻印せられた古代ローマの時代である。當時ローマは世界の首府であり、イタリア人は地上に到る處を征服し、諸國民に法律を教え、統一を與えたのである。即ちこれが「カンピドリオのローマ」(Roma di Campidoglio)の役割であつた。

第二段階は、キリスト教に依つて刻印せられた教皇のローマの時代である。「北方の征服者が、自然の力や偉大なる

記憶や宗教的靈感の力に屈服した際、イタリアの天才が教皇制として體現され、四世紀間中絶された靈魂の統一と言う言葉を、キリスト教世界の人民に弘布すべき莊嚴なる使命を、ローマに於いて遂行した<sup>(9)</sup>時代である。即ちこれが「ヴァチカーノのローマ」(Roma di Vaticano)の役割であつた。

然らば、第三段階は如何なるものであろうか。マッツィーニは主張する。過去に於いて二度まで、ローマとイタリアは人類の指導者となつたが故に、來るべき時代に於いても、當然指導的役割を擔うべきものである、と。既述せる如き歴史哲學的構想に依れば、第三のローマはマッツィーニの説く新宗教の中心となり、その「神の法律」を語つて民主的諸國民連合の象徴たるべきもの、即ち「民衆のローマ」(Roma del Popolo)であつた。彼は言う、「今日、我等のイタリアには第三の使命が掲げられた。イタリアの民衆よ。汝等が建設すべき唯一自由の祖國はチエーザレや教皇よりも偉大であり、有力であるだけ、また一層廣大でもある。この使命の予感<sup>(10)</sup>はヨーロッパを昂奮させ、諸國民の眼と心とをイタリアに釘づけにするのである。」「カンピドリオとヴァチカーノを取り圍む都市に翻える再建復興の旗は偉大にして高貴であり、また神意に依るものである。永遠の權利である新しき献身。消滅した二個の世界の廢墟に立ち上る第三の世界。フランスの姉であるべきイタリア、その墓の壁に突然として現れ、彼女が今や遂行すべく運命づけられた布教の名の下に、民衆連合に於ける市民權を要求するイタリア……」<sup>(11)</sup>

マッツィーニの急進的共和主義思想はフランスのそれを模倣したものであるにも拘わらず、彼はフランスの優越を否定し、その役割は革命を成就せるキリスト教とともに既に終了せるもの、とした。彼はその著「イタリア人に告ぐ」(Agli Italiani)に於いて、他の諸國、即ちイギリス、ドイツ、またロシアも、時代を擔う資格に缺けている。何となれ

ば、「イギリスは不干渉主義の名の下に、局部的利害を重視する政策を採用するとともに、故意に指導權を放棄した。ドイツは、その統一形成と言う國民全體の事業として行ふべき運動を、自由の敵である軍國主義的君主制に委ねることに依つて、その巨大な思想の力を全く枯死せしめようとしている。將來重大な役割を演ずる運命を持つスラヴ諸民族も、分裂し、民族的生活の中心を缺いているために、彼等すべてにとつて致命的なツアールの支配と、舊態依然たる局部的對立の困難との間で二の足を踏んでいる」と説き、かゝる空白狀態を打開し得べきものとしては新生イタリアを置いて他にあり得ぬ、と主張したのである。

民衆觀、立憲政治論、政策論、黨派論等に關しては全面的な對立を示したにも拘わらず、イタリアの優越性を主張する點については、溫和派は大體マツィーニと同一の見解を取つている。特にジョベルティは「イタリアを先頭にし、教皇の楯の下に、全世界の精神的征服に向うキリスト教諸國民の偉大なる同胞的結合」を夢想し、「ローマが宗教的世界の首都であるが故に、イタリアは世界の首都である」と説いたのである。<sup>(14)</sup>バルボもまた「教皇廳の家庭であり防衛者であることに依り、イタリアは他の諸國民よりも優越した地位を保つ」と主張する所があつた。<sup>(15)</sup>故に、かゝる觀念はリソルジメント期政治思想の特色であつたと言ひ得るであらう。その原因は文學的傳統に求められるのではなからうか。ヒュームニズムとルネサンスの記憶は極めて強固なる國民的自負心を生ぜしめ、「その固有なる優越性を記憶に於ける優越性に變える」<sup>(16)</sup>に至つた。従つてリソルジメントの目標は「現在に於ける空隙を、美辭麗句を連ねた過去への言及に依つて埋める文學的虚構のために、歪められ、損われた」<sup>(17)</sup>のである。

- (1) シンヌ・ローン「民族的使命」(長谷川松治譯) 一一〇頁。
- (2) Selection from The Official Acts of The Roman Republic (Joseph Mazzini. A Memoir By E. A. V.), p. 405.  
西ノ參照ノ爲メセ Selection from The Official Acts ヲト。
- (3) G. D. Ruggiero, European Liberalism, p. 300.
- (4) Ibid. p. 300.
- (5) Antonio Rosmini, Filosofia della Politica, p. 207.
- (6) Massimo D'Azeglio, Scritti politici e litteraci, I, Proposta di un programma, p. 261.
- (7) Scritti, I, Istruzione Generale, p. 114.
- (8) P. Robertson. Revolutions of 1848, p. 314.
- (9) G. Mazzini, Dei Doveri dell' Uomo, p. 58.
- (10) Ibid. pp. 58~59.
- (11) Selection from The Official Acts, p. 404.
- (12) Scritti, XVI, Agl' Italiani, p. 4.
- (13) G. F. H. Berkeley, Italy In The Making, d. 159.
- (14) V. Gioberti, Del primato, p. 52.
- (15) G. F. H. Berkeley, Italy In The Making, d. 190.
- (16) G. D. Ruggiero, European Liberalism, p. 298.
- (17) Ibid. p. 299.

## 結 論

溫和派の現實主義に對立して、獨自なる宗教觀と歴史哲學的構想とを根底として形成せられたマツツィーニの政治思想は、以上の敘述に依り略々明らかにせられたと思う。彼にとつて、全人類の道德的向上と民主的解放、及びイタリアの優越は神の意志であり、従つて政治的實踐は使徒的精神と意欲とに満ちて遂行せらるべきものであつた。人生は、彼にとつては、幸福の探究ではなく義務の追究であつた。愉快な楽しいものではなくて、眞剣な忍苦の生活であつた。昔の預言者の如く、彼は、使命が彼に課した重荷の下に身を磨り減らした。昔の預言者の如く、彼は彼の國民に、到底堪えられない嚴肅な倫理的生活を要求した。<sup>(1)</sup>従つて、斯の如き革命指導が殆ど何等の成果をも擧げることなく、失敗に歸したのは當然であろう。

とは言え、B・キングの評する如く、その思想的影響は實踐面に於ける失敗に優るものである。<sup>(2)</sup>マツツィーニは、何等統一への現實的可能性が存在しなかつた時期にあつて、言わば現存する事實以上に人々を指導し、<sup>(3)</sup>イタリア國民主義の余燼を煽つて燃え立たしめたのであつた。<sup>(4)</sup>

然らば、政治思想史上その地位は如何に決定さるべきものか。周知の如く、國民主義思想はその根底とする個人主義思想に依り、楯の両面とも言うべき二面を併有するものである。E・トレルチは合理的個人主義(Rationalistischer Individualismus)と非合理的個人主義(Irrationalistischer Individualismus)とを區別し、<sup>(5)</sup>F・マイネッケは民主的個人主義(Demokratischer Individualismus)及び貴族的個人主義(Aristokratischer Individualismus)の



兩概念を設定し、前者は「自然法に端を發し、民主的な方向を取つて萬人の同權を獲得せんと努力する」もの、後者は精神的意味での貴族的感覺を持ち、最も良きものを解放し高めんと努める<sup>(6)</sup>」ものと規定した。

この概念を使用して考察を行えば、「イタリア問題」を支配階級の立場、即ち「上から」解決せんとした溫和派は當然後者の立場にあり、民衆の直接的參加即ち「下から」解決せんとしたマッツィーニは、前者のカテゴリーに屬するものと考えられる。要するに、その見解の甚だしい隔絶にも拘わらず、兩者は相俟つてイタリア國民主義思想を形成してゐるものであつたのである。

註

- (1) シュンヌ・コーン 前掲書 九四頁。
- (2) B. King, *Italian Unity*, p. 131.
- (3) *Ibid.* p. 129.
- (4) *Ibid.* p. 132.
- (5) E. Troeltsch, *Das Wesen des modernen Geistes* (Prensz. Jahrbücher, April 1907), S. 10.
- (6) Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, S. 6.